

就労選択支援の報酬の概要について

報酬の内容については、必ず各事業所の責任において厚生労働省の報酬告示、留意事項通知及びQ & Aをご確認ください。

<報酬告示>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）

<留意事項通知>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

<参考 URL>

厚生労働省「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

厚生労働省「就労選択支援について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html

現時点で判明している、報酬の概要については以下の通りとなります。

●基本報酬

1 日単位の報酬 1, 210 単位/日（減算がない場合）

●加算

<届出が必要な加算>

特に記載がない場合、届出先は障害者支援課事業者指定担当です。

・食事提供体制加算

収入が一定額以下の利用者に対して、適切な食事提供体制を確保し、食事提供を行った場合

・福祉専門職員配置等加算 I～III

一定の要件を満たす就労選択支援員を、一定の割合以上配置した場合

- ・ **福祉・介護職員等処遇改善加算 I～IV**
福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取組みを実施している場合
- ・ **医療連携体制加算 I～VI**
医療機関との連携により、看護職員が事業所を訪問して看護を行った場合や、介護職員等に端の吸引にかかる指導を行った場合等
- ・ **送迎加算 I～II**
一定の要件を満たし、利用者の送迎を行った場合
- ・ **視覚・聴覚言語障害者支援体制加算**
視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が一定数以上であって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合
- ・ **高次脳機能障害者支援体制加算**
高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている場合
- ・ **利用者負担上限額管理加算**
上限額管理が必要な利用者に対して、上限額管理事業所が上限額管理を行った場合（※ 対象者の支給決定を行う区役所又は支所に、上限額管理事業所としての届出が必要）

<届出が不要な加算>

- ・ **欠席時対応加算**
利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整及び相談援助を行った場合

●減算

減算に関する届出先は障害者支援課事業者指定担当です。

- ・ **定員超過利用減算**
過去3ヶ月の利用者の数の平均値または、1日の利用者の数が一定の範囲を超える場合
- ・ **サービス提供職員欠如減算**
指定基準に定める人員基準を満たしていない場合
- ・ **情報公表未報告減算**
情報公表制度に基づく報告が未実施の場合

- ・ **業務継続計画未策定減算（令和9年4月から適用）**
感染症又は非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合
- ・ **身体拘束廃止未実施減算**
身体拘束の適正化を図る措置を講じていない場合
- ・ **虐待防止措置未実施減算**
虐待防止委員会の開催や虐待の防止のための研修の実施などの一定の基準を満たしていない場合
- ・ **特定事業所集中減算**
一定の期間（半年単位）に実施したアセスメントの結果により、利用者の利用につながった事業所の内、特定の法人が運営する事業所の割合が一定を超える場合（就労移行、就労継続A型、就労継続B型、それぞれについて独立して計算し、いずれかの割合が超えた場合）
※ 一定の理由がある場合を除く

● **他の日中系サービスと同日利用した場合の報酬について**

- ・ **放課後等デイサービス、障害児入所施設**
放課後等デイサービス及び障害児入所施設については、厚生労働省の通知において就労選択支援と支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できることが示されており、同一日の報酬算定が可能です。
- ・ **障害者の日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援等）**
障害者の日中活動系サービスについては、厚生労働省の通知により就労選択支援と支援内容に重なりがあり、同一日の報酬算定ができない旨示されています。
ただし、就労選択支援といずれかの日中活動系サービス両方の支給決定を持つ対象者について、同一日に両方のサービスを利用した上で、どちらか一方のサービスのみ報酬請求を行い、その報酬を両事業所合議の上按分することは認められています。

● **在宅支援について**

厚生労働省の通知において、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）に限定して、在宅での支援内容及び具体的要件が定められていることから、本市では当該サービスの利用者に限り、一定の要件を満たす場合に在宅支援に関する支給決定を行っています。

就労選択支援については、同様の通知などは発出されていないことから、現時点で在宅支援を認めることは予定していません。